省令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

一〇〇分の〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の二五	一〇〇分の三五
一〇〇分の五	一〇〇分の四〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
一〇〇分の二五	一〇〇分の六〇
一〇〇分の五	一〇〇分の七〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の九〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の五	一〇〇分の二〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の二〇	一〇〇分の三五
一〇〇分の一五	一〇〇分の四〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
一〇〇分の三五	一〇〇分の六〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の七〇
一〇〇分の五	一〇〇分の八〇
一〇〇分の四〇	一〇〇分の九〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の一〇〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一二〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一四〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一六〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一七〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の一八〇
一〇〇分の四〇	一〇〇分の一九〇
一〇〇分の五	一〇〇分の二〇〇
一〇〇分の四〇	一〇〇分の二一〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の二二〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の二三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の二四〇
一〇〇分の五	一〇〇分の二五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の二六〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の二七〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の二八〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の二九〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の三〇〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の三一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の三二〇
一〇〇分の五	一〇〇分の三三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の三四〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の三五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の三六〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の三七〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の三八〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の三九〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の四〇〇
一〇〇分の五	一〇〇分の四一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の四二〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の四三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の四四〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の四五〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の四六〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の四七〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の四八〇
一〇〇分の五	一〇〇分の四九〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の五〇〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の五一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の五二〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五三〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の五四〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の五五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の五六〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五七〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の五八〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の五九〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の六〇〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の六一〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の六二〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の六三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の六四〇
一〇〇分の五	一〇〇分の六五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の六六〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の六七〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の六八〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の六九〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の七〇〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の七一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の七二〇
一〇〇分の五	一〇〇分の七三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の七四〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の七五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の七六〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の七七〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の七八〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の七九〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の八〇〇
一〇〇分の五	一〇〇分の八一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の八二〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の八三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の八四〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の八五〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の八六〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の八七〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の八八〇
一〇〇分の五	一〇〇分の八九〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の九〇〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の九一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の九二〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の九三〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の九四〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の九五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の九六〇
一〇〇分の五	一〇〇分の九七〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の九八〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の九九〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇〇〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇一〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の一〇二〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一〇三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇四〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一〇五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇六〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇七〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇八〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇九〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の一一〇〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一一一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一一二〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一一三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一一四〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一一五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一一六〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一一七〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の一一八〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一一九〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一二〇〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一二一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一二二〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一二三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一二四〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一二五〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の一二六〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一二七〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一二八〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一二九〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一三〇〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一三一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一三二〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一三三〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の一三四〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一三五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一三六〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一三七〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一三八〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一三九〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一四〇〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一四一〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の一四二〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一四三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一四四〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一四五〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一四六〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一四七〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一四八〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一四九〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の一五〇〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一五一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五二〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一五三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五四〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一五五〇

を

一〇〇分の〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の二五	一〇〇分の三五
一〇〇分の五	一〇〇分の四〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
一〇〇分の二五	一〇〇分の六〇
一〇〇分の五	一〇〇分の七〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の九〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の五	一〇〇分の二〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の二〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の三五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
一〇〇分の三五	一〇〇分の〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の二五
一〇〇分の一五	一〇〇分の三〇
一〇〇分の五	一〇〇分の四〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の五五
一〇〇分の二五	一〇〇分の四〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一五

に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。